

第 7 回郡山市上下水道事業経営審議会 議事内容

日 時	令和 3 年 4 月 26 日 (月) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 15 分
場 所	郡山市上下水道局 3 階 特別会議室 (オンライン併用)
出席者	<p>【委員：9 名】 中野和典会長、小林裕子副会長、満田仁一委員 (オンライン) 伊藤江梨委員、伊藤清正委員、太田善雄委員、川面顕彦委員、 齋藤勉委員、竹谷金浩委員 ※欠席者：安部洋子委員、大波久夫委員、玉野井晃委員、平川真理子委員</p> <p>【事務局：17 名】 村上上下水道事業管理者 外</p>

1 開会	
事務局	第 7 回郡山市上下水道事業経営審議会を開会する。
2 会長あいさつ	
会 長	<p>今回の審議会は、オンライン併用により開催する。コロナウイルスは収束しないが、委員の皆様にとって出席しやすい状況になっていると捉えたいと思う。</p> <p>令和 3 年度も委員の皆様の様々な立場から有用な意見をいただきたい。本日も有意義な審議会になるよう皆様のご協力をお願いします。</p>
3 審議	
事務局	<p>【審議委員及び事務局員紹介】 欠席した委員は 4 名。郡山市上下水道事業経営審議会条例第 5 条第 2 項により、出席者は過半数を超えているため、本日の会議は成立していることを報告する。議事は会長が議長となり進めていただく。</p>
議 長	本日の傍聴希望者はいるか。
事務局	本日の傍聴希望者はいない。
①「水道料金・下水道使用料及び受益者負担金について」	
議 長	事務局から説明をお願いしたい。
事務局	【資料 1】水量料金・下水道使用料及び受益者負担金について説明
議 長	委員から質問等あればお願いしたい。
委 員	<p>水道は大口利用者と小口利用者の料金が平準化されているが、下水道の料金負担はいびつな形になっている。水道（2 区画）及び下水道（7 区画）を合わせることは困難なこともあり、説明に異論は無い。</p> <p>しかし、持続可能な社会とする観点から下水道使用水量に応じた負担を小口利用者に求めていくことも必要ではないかという意見である。</p>
委 員	<p>いくつか質問がある。</p> <p>Q 1. 4 ページ目と 10 ページ目に記載されている表の水量区分は、利用者ごとに区分し集計したものか。</p> <p>Q 2. 4 ページ目と 10 ページ目に記載されている表を比較すると、水道と下水道の有収水量の割合が一致しないのはなぜか。</p>

	<p>Q 3. 水道の二部料金制と下水道の二部使用料 2 は同じものか。</p> <p>Q 4. 昭和 63 年に水道料金の区画が 3 区画から 2 区画になった理由は何か。</p>
事務局	<p>A 1. 資料 1 の有収水量は利用者ごとに区分し集計している。</p> <p>A 2. 水道は広い範囲に展開されているが、下水道は市街地が中心となっている。下水道のエリアであっても接続されていない方がいるため、水道の接続率がおおよそ 100% であっても下水道の接続率は 100% に近づかない。</p> <p>また、大口利用者には井戸水を使用している事業者もあり、その分は下水道のみに反映されることになる。</p> <p>A 3. 水道では準備料金、下水道では基本使用料と名称は異なるが、趣旨としては同じもの。これらの基本使用料金と水量料金を分けて行う料金徴収が二部料金制である。</p> <p>A 4. 当時の審議会等の資料を確認したが、区画変更に関する詳細な記載が無い状況である。</p>
委員	<p>参考になればだが、我々の法人でも井戸水を使用している。また、下水道が整備されても、法人の場合には既設の浄化槽の減価償却が終了しないと下水道に接続することは困難。そのため下水道に接続しないということが起こる。</p>
② その他について	
議長	事務局から説明をお願いしたい。
事務局	<p>【資料その 1】第 6 回審議会（書面開催）意見に対する回答（その 1）について説明】</p> <p>【資料その 2】第 6 回審議会（書面開催）意見に対する回答（その 2）について説明】</p> <p>第 6 回審議会の意見のうち、宅地内漏水による下水道使用料の見直しについては、次回以降の審議会で審議したいと考えている。</p>
議長	委員から質問等あればお願いしたい。
委員	<p>令和 3 年度予算と経営戦略で乖離が無いと思われるが、長期間における予算と実績の差を検証していくことが重要である。</p> <p>また、前経営戦略と実績の比較があれば確認したい。</p>
事務局	今後の見通しを策定する際に過去についても比較検討し、改めて報告する。
4 その他	
議長	その他何かあればお願いしたい。
管理者	<p>今後の経営の中でデジタルトランスフォーメーションを推進していく必要があるが、委員の皆様にも報告することも出てくると考えている。</p> <p>また、西田町の高野地区及び三町目地区の未給水地区が解消される。詳細は今後の審議会で報告する形になっている。</p>
5 閉会	
事務局	以上をもって、第 7 回郡山市上下水道事業経営審議会を閉会する。